

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例について、条例案を報告する。

1 主旨

世田谷区認知症とともに生きる希望条例の制定に伴い、保健医療福祉総合プラザ内において実施する認知症施策に係る事業について規定の整備を図るため、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する。

2 改正内容

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例第7条に規定する認知症施策に関する事業について、世田谷区認知症とともに生きる希望条例に基づく事業として規定するとともに、その他規定の整備を図る。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行予定日

令和2年10月1日（元号の改正については公布の日）

5 今後のスケジュール（予定）

令和2年9月	福祉保健常任委員会報告 第3回定例会に条例改正案提出
10月	改正条例施行